

19. 取締役の責任と法令違反～最判平 12.7.7【百選 47】

【論述例】

- 1 Xらは、株主代表訴訟（847 条 3 項）を提起して、Yらに対して、A社に本件損失補填による補填相当額の損害を賠償するよう請求することが考えられる。
- 2 そこで、その訴訟要件を検討するに、XらはA社の「株主」である（同条 1 項本文）。したがって、Xらは、A社が「公開会社」であれば「6 か月…前から引き続き株式を有する」ことを条件として、A社が「公開会社でない株主会社」であれば無条件として（同条 1 項本文、2 項）、A社に対して、「書面その他の法務省令で定める方法により…役員等…の責任を追及する訴え…の提起を請求」し（同条 1 項本文）、A社が「請求の日から 60 日以内に責任追及…の訴えを提起しないときは」、A社「のために」、A社の「本店の所在地を管轄する地方裁判所」に、「責任追及…の訴えを提起することができる」（同条 3 項、848 条）。
- 3 次に、その本案勝訴要件を検討するに、Xらとしては、A社の取締役であったYらは、「役員等…の責任」として、任務懈怠責任（423 条 1 項）を負うと主張することが考えられる。そこで、その要件を検討する。
 - (1) まず、Yらは、A社の「取締役」（同項）であった。
 - (2) 次に、Yらが「任務を怠った」（同項）といえるか。Yらは、「取締役」として「法令…遵守」義務（355 条）を負うところ、本件損失補填は、独占禁止法 19 条に違反する。そこで、独占禁止法 19 条が「法令」に含まれるかが問題となる。

ア 株式会社の取締役は、取締役会の構成員として会社の業務執行を決定し、あるいは代表取締役として業務の執行に当たるなどの職務を有するものであって、423 条及び 355 条は、その職責の重要性にかんがみ、取締役が会社に対して負うべき責任の明確化と厳格化を図るものである。また、会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属するというべきである。

したがって、「法令」には、会社法その他の法令中の、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定が含まれるものと解するのが相当である。

イ 独占禁止法 19 条の規定は、同法 1 条所定の目的達成のため、事業者に対して不公正な取引方法を用いることを禁止するものであって、事業者たる会社がその業務を行うに際して遵守すべき規定に他ならないから、「法令」に含まれることが明らかなである。

ウ したがって、Yらには「法令…遵守」義務違反が認められ、「任務を怠った」といえる。
 - (3) 次に、「これによって」、A社に補填相当額の「損害」（423 条 1 項）が生じている。

- (4) 最後に、任務懈怠責任は債務不履行責任の性質を有するから、「債務者の責めに帰することができない事由」（民法 415 条 1 項ただし書）が認められるかが問題となる。

ア 「債務者の責めに帰することができない事由」の有無は、故意又は過失の有無という観点から判断されるところ、過失とは、客観的予見義務違反及び客観的結果回避義務違反をいう。

イ Yらは、本件損失補填が旧証券取引法等に違反するものでないかどうかについては重大な関心を有していたが、それが一般の投資家に対して取引を勧誘するような性質のものではなかったことから、独占禁止法 19 条に違反するか否かの問題については思い至らなかった。また、Yらのみならず、関係当局においても、証券取引については所管の大蔵省によって証券取引法及びその関連法令を通じて規制が行われるべきであるとの基本的理解から、証券取引に伴う損失補填が独占禁止法に違反するかどうかという問題は、本件損失補填が行われた後 1 年半余にわたって取り上げられることがなかった。さらに、公正取引委員会は、第 121 回衆議院証券及び金融問題に関する特別委員会が開催された平成 3 年 8 月 31 日の時点においても、なお損失補填が独占禁止法に違反するとの見解を採っておらず、公正取引委員会が、本件損失補填を含む証券会社の一連の損失補填が不公正な取引方法に該当し独占禁止法 19 条に違反するとして、同法 48 条 2 項に基づく勧告を行ったのは、同年 11 月 20 日であった。

このような事実関係の下においては、Yらが、本件損失補填を決定し、実施した平成 2 年 3 月の時点において、その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったというべきであって、かかる認識を欠いたことにつき過失があったということはできない。

ウ したがって、「債務者の責めに帰することができない事由」が認められる。

- 4 よって、Xらの請求は認められない。

注) 3(4)について、平成 29 年債権法改正によって、「債務者の責めに帰すべき事由」（同改正前民法 415 条後段）が「債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」（同改正後民法 415 条 1 項ただし書）と改められたところ、これは、契約の場合には免責の可否が契約の趣旨に照らして判断されるべきものであって、「帰責事由＝過失」を意味するものではないことを明らかにしたものであるとされる（過失責任原則の否定）（潮見佳男・民法（債権関係）改正法の概要 68 頁）。かかる改正が任務懈怠責任をめぐる議論にどのような影響を与えるかは、なお明らかではない（伊藤靖史ほか・会社法（第 5 版）245 頁）。